

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

1 主な構成（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式のもの。第 13-1 図参照）

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、火災通報装置の基準（平成 8 年 2 月 16 日消防庁告示第 1 号。以下「火災通報装置告示」という。）第 2 による。

3 設置基準等

火災通報装置の設置基準等は、省令第 25 条及び火災通報装置告示の規定によるほか、次による

なお、消防機関へ通報する火災報知設備の取り扱いについて（令和 7 年 3 月 26 日消防予第 129 号）（以下、「129 号通知」という。）の要件を満たすものについては、火災通報装置の設置を要しないこととして差し支えないこととする。

(1) 設置場所等

ア 火災通報装置

(ア) 省令第 25 条第 2 項第 1 号に規定する防災センター等は、次に掲げる部分をいう。

- a 防災センター
- b 中央管理室
- c 守衛室
- d 管理人室
- e a から d に掲げるものが存在しない場合は、事務室及び職員室等常時人が居る場所
- f 共同住宅において、a から d に掲げるものが存在しない場合は、廊下又はホール等の共用部分

(イ) 火災通報装置は、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。▲

(ロ) 温度又は湿度が高く、衝撃、振動等が激しい等、火災通報装置の機能に影響を与える場所には設けてはならない。

(ハ) 操作上又は点検上支障とならない場所に設けること。

(ニ) 地震動等による転倒防止措置を講じること。

(ホ) 湿気、埃のない場所に設置すること。

イ 遠隔起動装置

(ア) 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合には、当該場所のうちいずれか一つの場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。▲

(イ) 次に掲げる防火対象物のうち、火災通報装置の本体を設置した階以外の階に、ナースステーション、宿直室、職員室その他夜間に職員が存する室がある場合又は管理区分が異なる用途部分がある場合（例複数の障害者グループホーム）には、遠隔起動装置を設けること。▲

- a (6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物
- b (6)項ロに掲げる防火対象物
- c (6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）
- d (6)項イ（a から c までに掲げる用途に供される部分が存するものに限る。）に掲げる防火対象物

(ロ) 遠隔起動装置は、ア(イ)から(ハ)までに準じて設ける。また、火災通報装置の本体を設けた場所と遠隔起動装置を設けた場所相互間で同時に通話することができる設備を設けること。▲

ウ 同一敷地内における 2 以上の防火対象物（いずれも消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務があるもの）の取扱い

(ア) 主たる棟に火災通報装置の本体を設けること。

(イ) 主たる棟以外の棟に、次に掲げる要件に適合する遠隔起動装置を設けること。

- a 火災通報装置の本体又は遠隔起動装置のいずれか 1 つは防災センター等に設けること。
- b 主たる棟以外の棟が無人となることがある場合は、遠隔起動装置を多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作することができる箇所に設けること。

(ロ) 主たる棟と主たる棟以外の棟の管理権原を有する者が、同一であること。

(ハ) 通報内容に支障がないこと。

(ニ) 主たる棟と主たる棟以外の棟の防災センター等相互間で同時に通話することのできる設備が設けられていること。

(2) 火災通報装置

ア 火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。●

イ 接続する電話回線

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

- (ア) 電話回線は、利用度の低い発信専用回線を使用することが望ましい。▲
 - (イ) 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話通信事業者の間となる部分に接続することとし、構内交換機等の内線には接続しない。(第13-2図参照)
 - (ウ) 火災通報装置の電話回線への接続は、電話機、ファクシミリ等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない位置に接続する。
 - (エ) I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱いは、(5)による。
 - (オ) I P電話回線(インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。以下同じ。)に火災通報装置を接続する場合の取り扱いは、(6)による。
 - ウ 常用電源は、第4章第10自動火災報知設備第3(3)を準用する(特定火災通報装置を除く。)。

なお、第4章第10自動火災報知設備第3(3)ウにおいて準用する「火災通報装置用のものである旨の表示」について、回線終端装置等を用いるもので、常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置に係る回線終端装置等用である旨の赤色の表示を付す。
 - エ 火災通報装置の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次による。
 - (ア) 配線は、第4章第10自動火災報知設備第9((2)を除く。)を準用する。
 - (イ) 耐熱配線を必要とする配線は、次による。▲(第13-3図参照)
 - a 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線
 - b 火災通報装置から自動火災報知設備の受信機までの配線
 - オ 火災通報装置の起動

自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動する方式については、次による。

 - (ア) 感知器からの火災信号によるほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号)と連動起動するものであること。
 - (イ) 省令第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であって、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいう。
- (3) 通報メッセージ
- 連動起動機能により起動する場合は第13-1表、手動起動装置が操作されたことにより起動する場合は第13-2表の例による。
- ア 通報信号音
 - イ 自動火災報知設備が作動した旨又は火災である旨の固定されたメッセージ
 - ウ 通報対象物の所在地
 - エ 通報対象物の名称
 - オ 電話番号(通報対象物の代表電話)
 - カ 呼び返し信号を案内するメッセージ

第13-1表(連動起動機能により起動する場合)

ピン、ポーン、ピン、ポーン(通報信号音)

自動火災報知設備が作動しました。(自動火災報知設備が作動した旨の固定されたメッセージ)

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号(通報対象物所在)

老人福祉施設 〇〇園(通報対象物名)

電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。(電話番号)

わかりましたら信号を送ってください。(呼び返し信号を案内するメッセージ)

第13-2表(手動起動装置が操作されたことにより起動する場合)

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ(通報信号音)

火事です。火事です。(火災である旨の固定されたメッセージ)

〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号(通報対象物所在)

〇〇保育園(通報対象物名)

電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇です。(電話番号)

わかりましたら信号を送ってください。(呼び返し信号を案内するメッセージ)

(注) あらかじめ録音されている内容でもよい。

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

(4) 自動火災報知設備と火災通報装置の接続

自動火災報知設備と火災通報装置との接続方法は、第4章第10 自動火災報知設備第10 による。

(5) I S D N回線への接続等の取り扱い

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次による。

ア 用語の定義

この(5)において用いる用語の定義は、次による。

(ア) 「端末機器」とは、電話回線に接続して用いる機器をいう。

(イ) 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

(ロ) 「デジタル端末機器」とは、端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。

(ハ) 「ターミナルアダプター（この項において「T A」という。）」とは、I S D N回線に対応する機能を持たない端末機器をI S D N回線に接続して使用するための信号変換装置で、デジタルサービスユニットと組み合わせて使用するものをいう。

(ニ) 「火災通報装置対応T A」とは、T Aのうち、火災通報装置が発する信号をI S D N回線に対応するものに交換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。

(ホ) 「火災通報優先接続型T A」とは、火災通報装置対応T Aのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してI S D Nに接続し、送出する機能を持ったものをいう。

(ヘ) 「デジタルサービスユニット（この項において「D S U」という。）」とは、I S D N回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、I S D N回線の終端に接続するものをいう。

(ニ) 「火災通報装置対応T A等」とは、火災通報装置対応T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報装置対応T Aを含む。）をいう。

(ロ) 「火災通報優先接続型T A等」とは、火災通報優先接続型T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報優先接続型T Aを含む。）をいう。

(ハ) 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

(ニ) 「デジタル端末機器用端子」とは、U S B 端子、シリアル端子、S / T 端子等デジタル端末機器及びT Aを接続するための端子をいう。

イ 火災通報装置対応T Aに必要な機能等

(ア) 火災通報装置対応T Aの機能等は、次に定めるところによる。

a 火災通報装置の音声信号を正確にI S D N回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有する。

b 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有する。

c 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられている。

(イ) 火災通報優先接続型T Aの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI S D N回線に接続し、送出する。

ウ I S D N回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応T A等を介してI S D N回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に付しておく。

(ア) 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合

a 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続する。

b 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル 端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。

ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はT Aの送受信情報量を128kbps とすると、火災通報装置が起動してから通報までに90 秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps 以下とする。

(イ) 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合

a 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続する。

b I S D N回線における一の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続する。

c デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とする。

d デジタル端末機器用端子には、他の T A を接続しない。

エ 火災通報装置対応 T A 等の設置方法

(ア) 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置する。

(イ) 地震動等による転倒を防止する措置を講じる。

オ 接続時の機能の確認

(ア) 火災通報装置の設置者等による確認

Ⅰ S D N 回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図る。

a 火災通報装置対応 T A 等の仕様

b 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応 T A 等との適合

c Ⅰ S D N 回線への火災通報装置の接続方法

(イ) 消防機関による確認

消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査にて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認する。

カ 既設の火災通報装置の取り扱い

既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からⅠ S D N 回線に変更された場合も、(2)から(5)までに準じて、火災通報装置の適切な接続について確認する。

キ 維持管理

Ⅰ S D N 回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保する。

(ア) 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応 T A 等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告する。

(イ) 火災通報装置対応 T A 等の仕様、接続方法等が変更された場合も、(2)から(5)までに準じて、適切な接続等について確認する。

ク その他

火災通報装置とⅠ S D N 回線との接続について、**第 13-4 図**の接続例を参考とする。

(6) Ⅰ P 電話回線への接続等の取り扱い

Ⅰ P 電話回線に火災通報装置を接続する場合の取り扱い及び装置の設置、機能、維持管理等については、次による。

ア 用語の定義

この(6)において用いる用語の定義は、次による。

(ア) 「アナログ端末機器」とは、端末機器のうち、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

(イ) 「回線終端装置等」とは、回線終端装置その他のⅠ P 電話回線を使用するために必要な装置をいう。

(ウ) 「アナログ端末機器用端子」とは、アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

イ Ⅰ P 電話回線への火災通報装置の接続方法

(ア) 「050」から始まる番号を有するⅠ P 電話回線のうち消防機関において通報者の位置情報を取得できないもの以外のⅠ P 電話回線で消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるものとする。

(イ) 予備電源（市販されている無停電電源装置（以下「U P S」という。）をいう。）が設けられた回線終端装置等を介する。

(ウ) 回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができる位置に接続する。

ウ 火災通報装置の接続箇所

火災通報装置は、回線終端装置等からアナログ端末機器を接続する場合、アナログ信号を伝送する電話回線の部分に、当該アナログ端末機器の影響を受けないように接続する。（**第 13-5 図**参照）

なお、回線終端装置等に複数のアナログ端末機器用端子（無線を用いること等により端子は設けられていないが、複数の端子が設けられているのと同等の機能を有する場合を含む。）が設けられている場合は、火災通報装置が接続されている端子以外の端子にアナログ端末機器を接続することができる。（**第 13-6 図**参照）

エ 配線の接続及び表示方法

常用電源が供給される配線（回線終端装置等は、U P S に係る配線を含む。）の接続部は、**第 13-7 図**の例により、振動又は衝撃により容易に緩まない措置が講じられていること。また、当該配線には、火災通報装置又は回線終端装置等用である旨を記載したビニールテープ等を接続部等に貼り付けて表示をする。

オ 火災通報装置をⅠ P 電話回線に接続する場合の回線終端装置等

共同住宅等において、配線方式等により、火災通報装置が設置された住戸等内の回線終端装置等以外に、

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

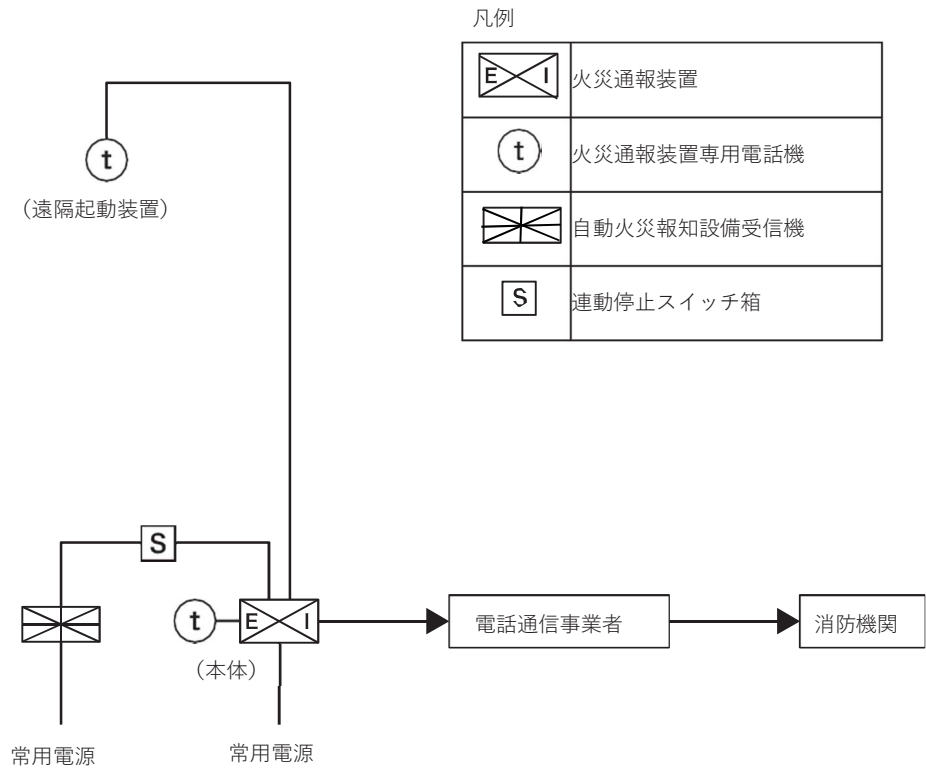
共用部分にも回線終端装置等が設けられる場合は、共用部分の回線終端装置等にもUPSの設置が必要である。(第13-8図参照)

(7) 特定火災通報装置

特定火災通報装置は、次のとおり設置及び維持されていること。

- ア 特定火災通報装置は、火災通報装置告示に適合するもの又は認定品のものとする。●
- イ 特定火災通報装置の電源について、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとられており、かつ、当該配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないように措置されている場合（コンセント抜け防止金具が付属している場合は、当該金具を使用することができる。）は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線を分岐せず取る必要はない。
- ウ 特定火災通報装置の常用電源をコンセント等からとる場合には、当該コンセント等の接続部に火災通報装置用である旨の表示を付す。
- エ 蓄積音声情報の送出について、一区切りの蓄積音声情報を全て聞き取ることができるよう措置されているときは、常に冒頭から始まる必要はない。
- オ ハンズフリー通話機能を有している。
- カ 特定火災通報装置の通話機能等は、次のとおりとする。
 - (ア) 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー通話機能による通話に切り替わる。
 - (イ) 蓄積音声情報送出中においても、手動操作により、ハンズフリー通話機能による通話ができる。
 - (ウ) 通報中に電話回線が開放されないよう措置されている。
- キ 特定火災通報装置については、特定火災通報装置である旨を見やすい箇所に容易に消えないよう表示する。

第4章 消防用設備等の技術基準
第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)



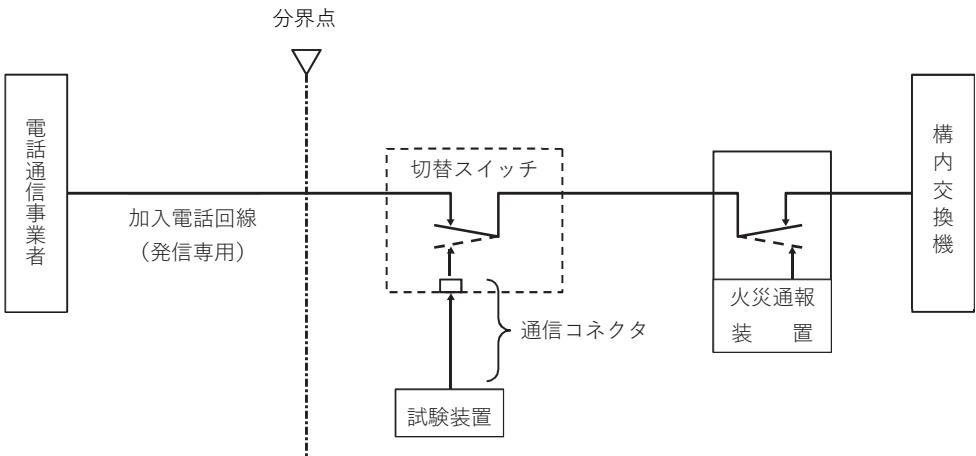
第 13- 1 図

第4章 消防用設備等の技術基準

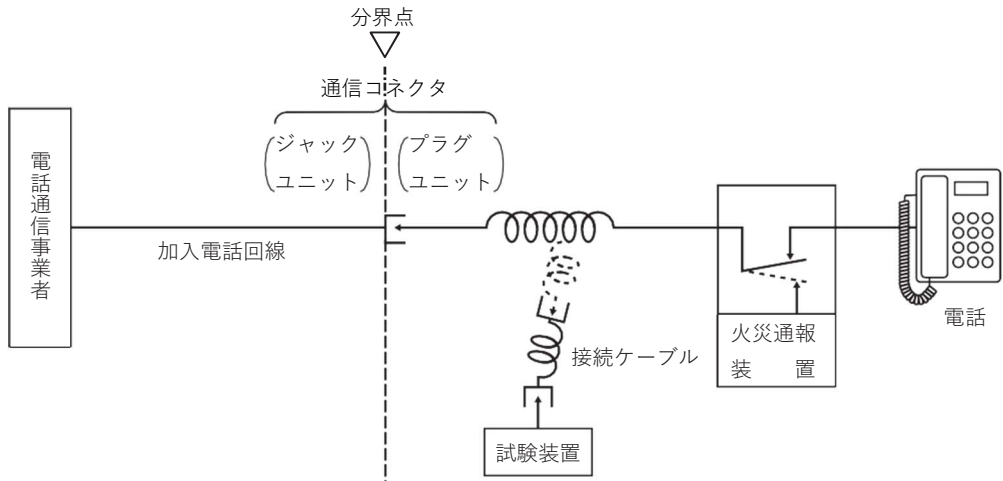
第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

(火災通報装置を設置する場合の例)

(その1) 分界点を通信コネクタ以外の方式とする場合

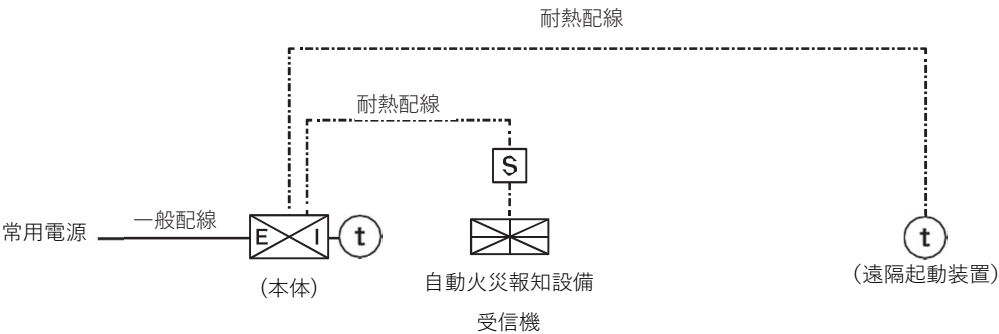


(その2) 分界点を通信コネクタとする場合



- (注) 1  部分にあっては、火災通報装置に内蔵されているものもある。
2 通信コネクタ内の ↑ は、プラグユニットを  は、ジャックユニットを示す。

第 13-2 図

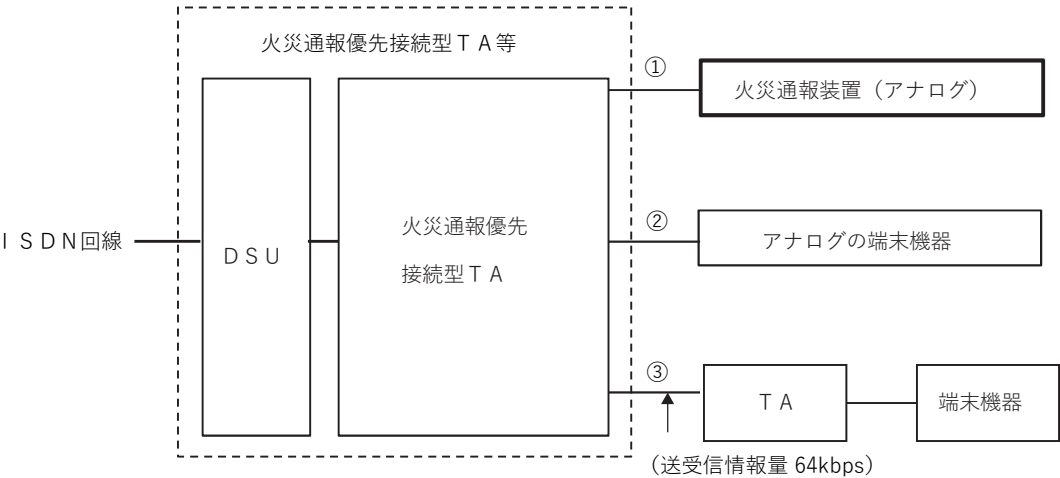


第 13-3 図

第4章 消防用設備等の技術基準

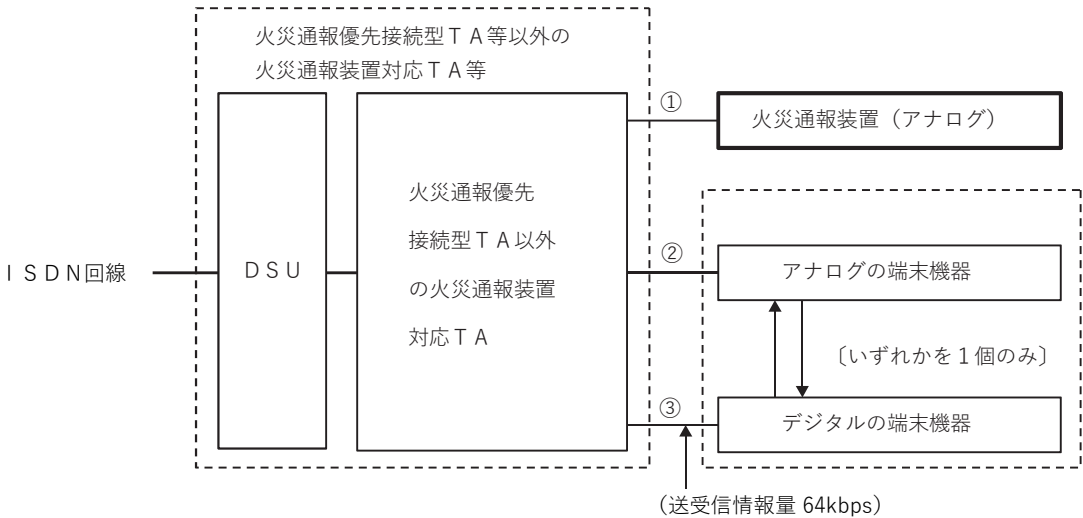
第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

(例1) 火災通報優先接続型 T A等を介して接続する場合



- (注) 1 火災通報装置は、①(優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子)に接続すること。
 2 火災通報優先接続型 T A等を介して接続する場合は、②(アナログの端末機器用端子)及び③(デジタルの端末機器用端子)にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③(デジタルの端末機器用端子)に接続するデジタルの端末機器又は T Aの送受信情報量を 128kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又は T Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

(例2) 火災通報優先接続型 T A等以外の火災通報装置対応 T A等を介して接続する場合

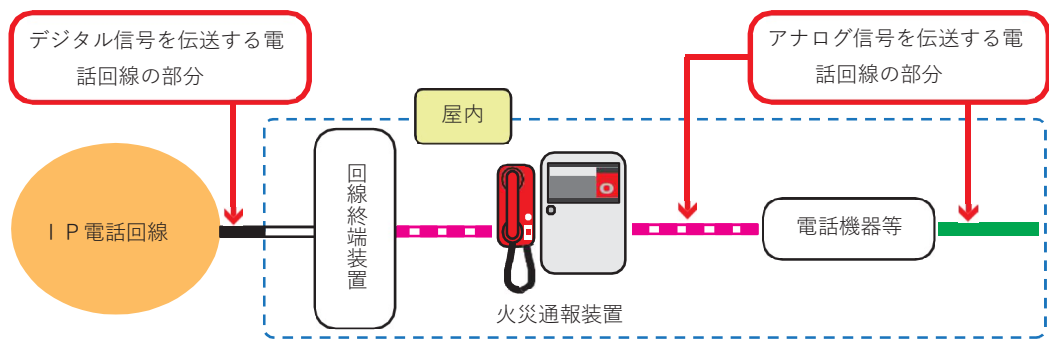


- (注) 1 火災通報装置は、①(アナログの端末機器用端子)に接続すること。
 2 火災通報装置以外の端末機器は、②(アナログの端末機器用端子)又は③(デジタルの端末機器用端子)のいずれかに1個のみ接続すること。
 3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を 64kbps 以下とすること。
 4 ③(デジタルの端末機器用端子)には、他の T Aを接続しないこと。

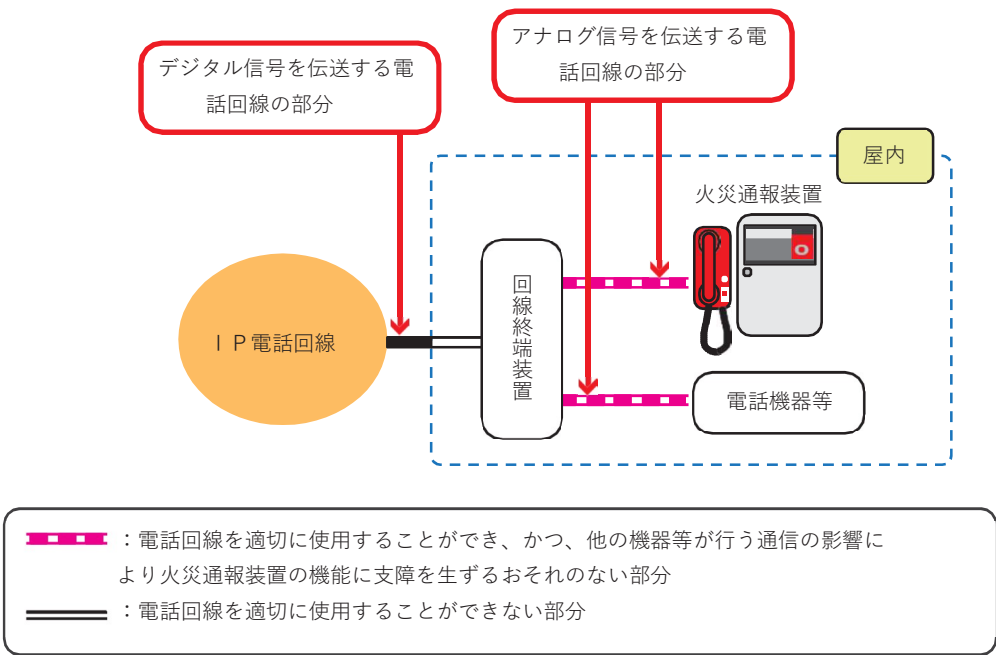
第 13-4 図

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)



第 13-5 図

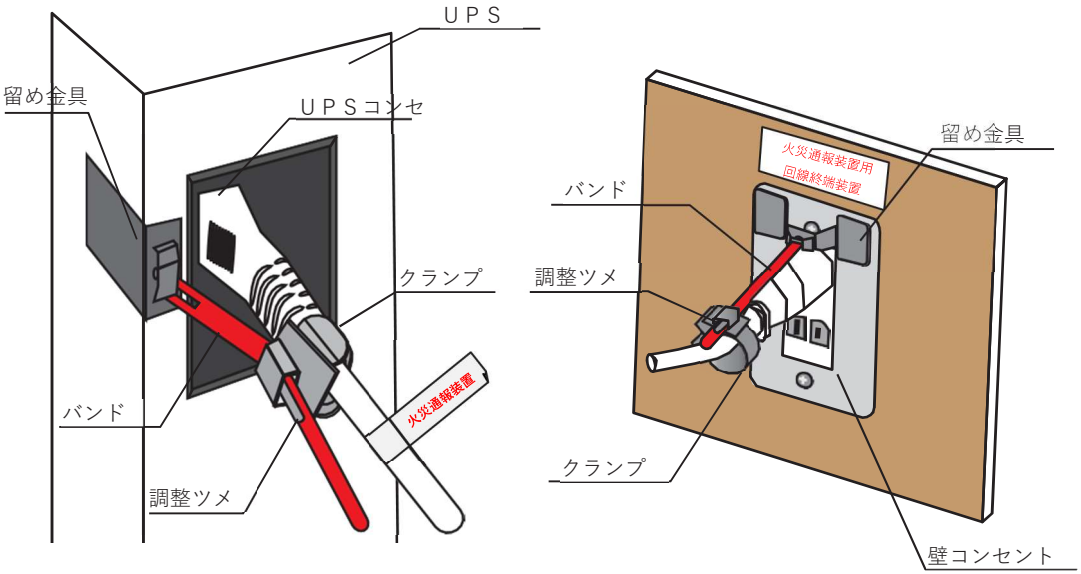


第 13-6 図

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

【配線の接続部が、振動又は衝撃により容易に緩まないような措置の例】

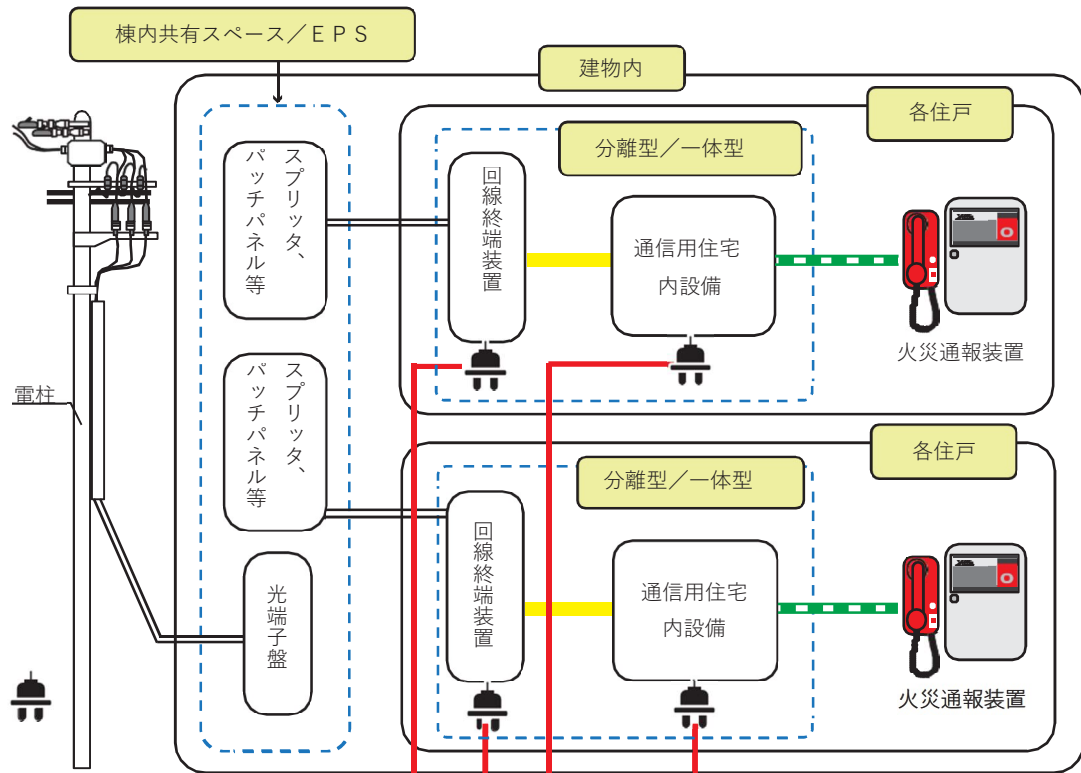


第 13- 7 図

第4章 消防用設備等の技術基準

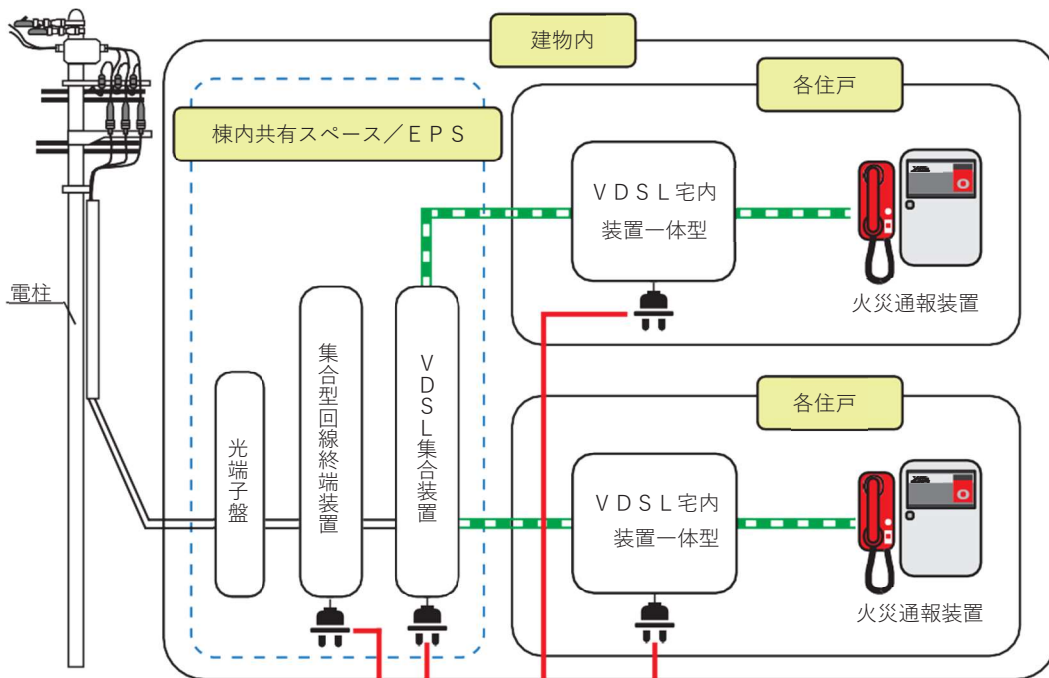
第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)

【光配線方式】 火災通報装置を I P 電話回線に接続する場合の回線終端装置等の例



I P 電話回線を使用する火災通報装置に関わる回線終端装置等であり、予備電源を設ける必要があるものを示す。

【VDSL方式】



— : 光ファイバケーブル

— : LANケーブル

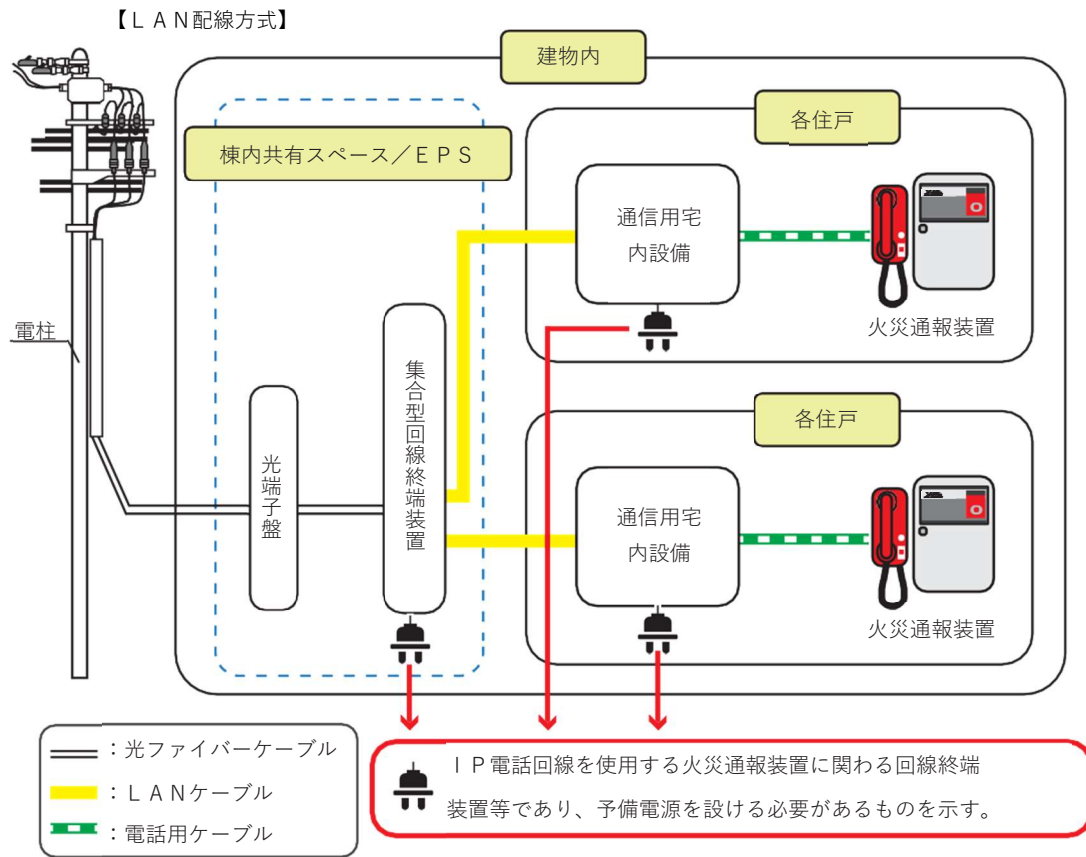
— : 電話用ケーブル



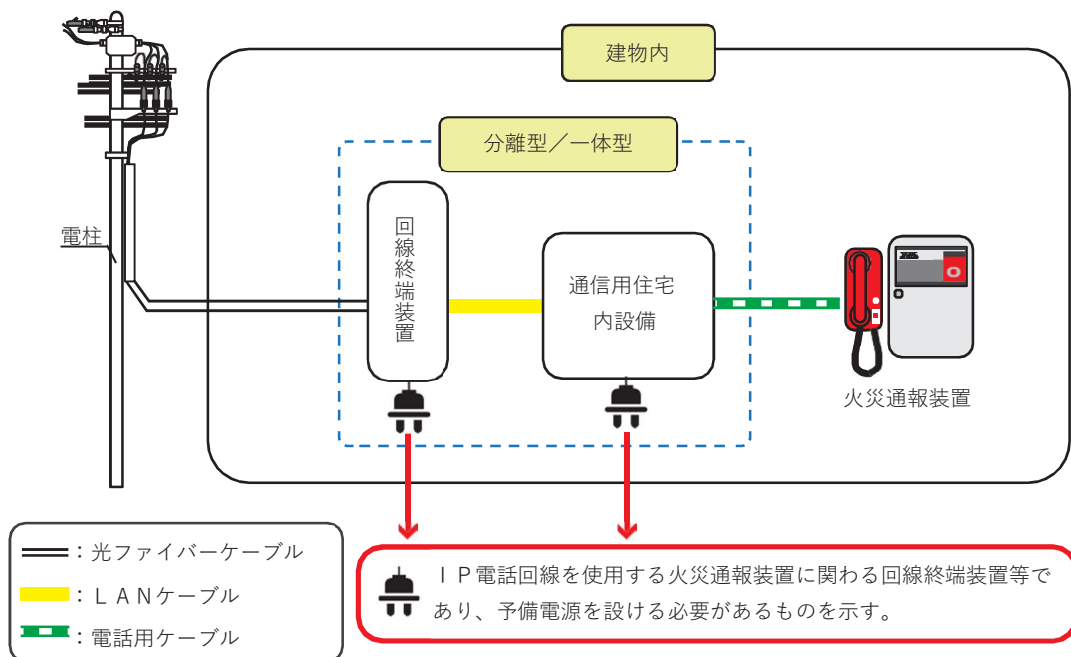
I P 電話回線を使用する火災通報装置に関わる回線終端装置等であり、予備電源を設ける必要があるものを示す。

第4章 消防用設備等の技術基準

第13 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)



【戸建て等の場合（参考）】



第13-8図